

定 款

河内長野市薬剤師会

昭和26年 6月27日 施行
昭和48年10月 1日一部改正
平成10年 4月 1日一部改正
平成20年 4月 1日一部改正
令和 2年 4月 1日一部改正
令和 3年 4月 1日一部改正

薬剤師綱領

1. 薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
2. 薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。
3. 薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

日本薬剤師会

《参考》河内長野市薬剤師会と大阪府薬剤師会河内長野支部

一般社団法人大阪府薬剤師会支部規定

第6条 支部は、その地域名または職種・職域名を冠した薬剤師会と称することができる。

[総称例]

河内長野市薬剤師会

河内長野市学校薬剤師会

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は河内長野市薬剤師会(大阪府薬剤師会河内長野支部)と称し、河内長野市喜多町663番地イズミヤ4階に事務所を置く

(目 的)

第2条 本会は一般社団法人大阪府薬剤師会の趣旨に則り、公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め薬学薬業の進歩発達を図るを以て目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の道義昂揚に関する事項
2. 薬剤師の補習教育と職能向上に関する事項
3. 薬事・公衆衛生活動の普及、啓発、諸問題に関する事項
4. 学校の環境衛生改善に関する事項
5. その他本会の目的達成に必要な事項
6. 地域医療への貢献ならびに医療安全の確保に関する事項
7. 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事項

第2章 会員及び会費

(会員資格)

第4条 本会は河内長野市内で業務に従事する大阪府薬剤師会河内長野支部会員を以て会員とする。

(入会、退会)

第5条 本会会員の入会退会は自由意志によるものとする。
但し、定款第7条第1項に該当する者の再入会については、理事会の承認を要する。

(会費及び入会金)

第6条 会費及び特別会費及び入会金は総会の議決を経て会員に賦課する。
前項の会費は、会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。既納の会費は還付しない。

(除名)

第7条 会員が会費の支払いを怠り、催告を受けた後3ヶ月以上に亘ったときは退会したものとみなす。
会員が下記の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

1. 本会の目的を妨げ又は妨げようとする行為があったとき。
2. 犯罪その他本会の信用を損なうような行為があったとき。

前項の議決は、出席者3分の2以上の賛成を得なければならない。

(有効終身会員)

第8条 本会の活動助成に関し、特に功労のあった会員又、本会に永続して会員であるものは細則に定めるところにより有効終身会員とする。

第3章 役員

(種類)

第9条 本会に下記の役員を置く。

但し、会長及び副会長は理事とする。

会長	1人
副会長	3人以内
理事	若干名
監事	2人以内

(職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会務を掌る。会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事は会長、副会長を補佐し、会務を分掌する。

監事は本会の事業及び経理を監査する。

(資格)

第11条 会長・監事及び代議員は細則の定めるところにより、会員の中より総会において決定される。

副会長は、会員の中より会長がこれを指名する。

理事は、会員の中より副会長の意見を徴してこれを指名する。

前2項の会長の指名は、総会の承認を経なければならない。

(任期と任免)

第12条 役員任期は2年とする。但し補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了の場合、後任者就任するまではその職務を行うものとする。

傷病・店舗閉局等やむを得ない事情で退任する際には速やかに理事会にて審議する。

役員が不適任と認められたときは、任期中であっても総会の議決で解任することができる。

前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(役員報酬)

第13条 役員には総会の議決により、報酬を支給することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第14条 本会の会議は、総会と理事会とする。
総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第15条 総会は会員をもって構成する。
理事会は理事をもって構成する。

(招 集)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
臨時総会は、理事会の過半数が必要ありと認めたとき招集する。
理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(議 長)

第17条 総会は会長がその議長となる。理事会は会長、又は会長の指名する者が議長となる。

(定足数)

第18条 総会及び理事会は、会員及び理事の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。但しこの会員数は事業所毎単位による総数とする。

(議 決)

第19条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもってこれを決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。
但し、会議での議決権は事業所毎単位とする。

(機 能)

第20条 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算並びに決算
2. 定款の変更に関する事項
3. その他会長が必要と認めた事項

理事会は次の事項を議決する

1. 総会の招集及び報告すべき事項並びに提出すべき議案
2. 総会で議決した事項の執行に関する事
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(監 事)

第21条 監事は理事会に出席して質問し、又は意見を述べる事が出来る。
但し、表決に加わる事は出来ない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費及び入会金
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収入
4. その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(基本財産)

第24条 資産の一部は総会の議決を得て基本財産としなければならない。

第25条 基本財産は総会の議決を経なければ処分することができない。

(余剰金)

第26条 各年度において歳出に剰余ある時は総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金としもしくは基本財産に編入するものとする。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第28条 本会の収支予算及び事業計画は、総会の議決により定め収支決算及び年度終了後3ヶ月以内にその年度中の財産目録と共に、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第29条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により、事業年開始前に収支予算が成立しない時は、その年度の収支予算が成立するまでの間、前年度の予算の例により執行するものとする。

(会計年度)

第30条 本会の事業年度並びに会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 職種部会

(職種部会)

第31条 本会の会務及び事務の運営を円滑に且つ、機能を向上するため、職種を同じくする会員は総会の議決を経て、職種部会を組織することができる。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款は、理事会の議決を経た上会員2分の1以上出席ある総会において、出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することが出来ない。
前項の総会の議決は書面行使も認める。

第8章 雑 則

(委 任)

第33条 この定款に定めるものの外、事業執行上必要なる事項は、理事会の議決を経て別に定める。

河内長野市薬剤師会細則

第1章 会 員

(有功・終身会員)

第1条 有功終身会員は、理事会が決定する。

有功終身会員になった者は、会員の有する権利を失わない。

(入 会)

第2条 本会に入会しようとする者は、本会所定の申込書に必要事項を記入して申込まなければならない。但し大阪府薬剤師会入会申込書を以ってこれに順ずる。

(会費及び入会金)

第3条 1項 本会会員の入会金は、次の通りとする。

正会員 A	事業所毎 10万円
賛助会員 A	事業所毎 10万円

2項 本会会員の各会費の額は、次の通りとする。

正会員 A	月額 1,500円
正会員 B	月額 500円
賛助会員 A	月額 1,500円
賛助会員 B	月額 500円

3項 会員の入会金及び会費の種別、額は、総会の議決を経て定める。

(会費の納入月日)

第4条 会費の納入月日を会計担当役員の指定の期日までと定める。

また会費納入は年払いとする。

(退 会)

第5条 会員が退会しようとする時は、本会に届出なければならない。

既納の入会金はこれを還付しない。

第2章 役員

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、定款第11条の規定により、会長・監事及び代議員の選出は立候補又は指名推薦制とする。

1. 複数以上の立候補者の場合は出席会員の投票による全会員の互選とする。
2. 選出された会長は副会長を任命し相談して他の役員を構成する。

(役員を決定)

第7条 定款第11条の規定により、総会において決定する。

第3章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことが出来る。

顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

但し表決に加わる事は出来ない。

顧問及び参与の任期は役員と同様である。

第4章 職種部会

(職種部会)

第9条 定款第30条による職種部会は会長の委嘱を受けて、その職種に関する会務又は事業の一部を執行する。部会長は、本会理事中から会長がこれを指名する。

職種部会は、理事会の議決を経てその職種名を冠した薬剤師会を称する事が出来る。

職種部会の運営その他については、その職種部会で定める。

第5章 経費及び収入

(特別会費)

第10条 本会は経費に不足を生じた時、又は特別の事業を行う時は、総会の議決を経て特別会費を徴収することが出来る。

附 則

- 第11条 本会は会員が死亡、災禍又は疾病の際、理事会の議決により弔慰を行うことができる。
- 第12条 本会は事業の遂行に関して、官庁又は他の薬剤師会団体と連合して行動を共にする事ができる。
- 第13条 定款並びに本細則に定めるものの外、必要なる規定は総会の議決を経て、別にこれを定めることができる。

薬 剤 師 綱 領

薬学を通じて広く世のため人のために奉仕いたしましょう。
常に知識技能人格を磨いて道義を昂揚いたしましょう。
和衷協同を信条とし団結の力により薬剤師の権威を向上いたしましょう。

一般社団法人 大阪府薬剤師会